

1. 本誌の目的

日本場面緘黙研究会は、「場面緘黙（全緘黙等、関連する状態を含む）の研究」を目的の一つに掲げている。本誌は、本研究会会員の研究成果発表の場とし、掲載する論文等は、場面緘黙に関する新たな科学的知見を提示したもの、並びに、場面緘黙を有する人や関係者の福祉の向上に貢献するものとする。

2. 投稿者の資格

投稿論文の著者全員が本研究会の会員であること。

3. 論文の種別

投稿論文の種別は「編集規定」に示したものから、投稿時に投稿者が希望する種別を申告する。査読・編集の過程で、投稿者の同意を得た上で種別を変更する場合がある。

4. 論文作成における研究公正の遵守

投稿論文の作成においては盗用、捏造、改ざん等の特定研究不正行為がないことはもとより、二重投稿でないこと、サラム論文でないこと、ギフトオーサiershipでなく適切な著者の記載であることなど、研究公正が遵守されていること。研究不正及び研究公正については、以下の資料を熟読すること。

- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編（2015）「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」 <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>
- ・文部科学大臣決定（2014）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf
- ・文部科学省 HP「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm
- ・文部科学省 HP「研究活動における不正行為への対応等」
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

5. 投稿手続き

- 1) 論文の原稿（図表等を含む）は、別に定める「執筆要領」に従って作成する。
- 2) 論文の投稿に当たっては、本研究会ホームページに示した、「論文投稿用メールアドレス」宛に、投稿票（PDF ファイル）、論文（Word ファイル）、論文投稿チェックリスト（PDF ファイル）、研究倫理に関する誓約書（PDF ファイル）を添付して送信する。
- 3) 投稿論文と重複する内容のある論文（関係論文）を、他の刊行物に公刊または投稿済みもしくは投稿準備中の場合には、投稿論文と関係論文の重複部分および関連性を説明した文書（様式任意）並びに関連論文を、論文投稿の際に 2) とともに送信する。なお投稿準備中の論文については、原稿が完成している場合にはその原稿、構想中の場合には論文の構成と概要を A4 版 1 枚にまとめたものを提出すること。

- 4) 申告すべき利益相反関係がある場合は、利益相反申告書（様式任意）を作成し、論文投稿の際に、2) とともに送信する。

※利益相反：外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれているのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態 「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（平成 20 年 3 月 31 日科発 0331001 号）より

- 5) 著者名に別名（会員登録時の名前以外の名前）使用を希望する場合は、別名使用の相当の事情を記載した理由書（様式任意）を作成し、論文投稿の際に、2) とともに送信する。

6. 投稿論文の受理及び採否

- 1) 投稿論文が諸規定に沿ったものであれば、編集委員長が速やかに「受稿通知」を投稿者に返信し、返信日を受稿日とする。諸規定に沿っていない場合は、編集委員長は投稿者に修正を求める。
- 2) 受稿された投稿論文は、編集委員会による査読・審査により採否を決定する。査読はダブルブラインド方式（査読者・論文著者共にお互いが誰か知ることができない）で行う。
- 3) 編集委員会の判定により、論文原稿の修正を求めることがある。
- 4) 編集委員会により投稿論文が「採択」と決定された日を「受理日」とする。著者は執筆規定に示したオンライン発行用原稿を編集委員長宛に送信する。

7. 著作権

本誌に掲載された論文の著作権は本研究会に帰属し、本研究会の承諾なしに他誌等に掲載することを禁ずる。

8. 著者校正

掲載が決定した論文については、オンライン発行の前に掲載用 PDF 原稿について、著者校正を 1 回行う。その際、誤記・誤字脱字以外に、著者による修正・加筆は認めない。

9. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料：掲載が決定した論文については、オンライン発行の前までに別に定める掲載料を本研究会指定の口座に振り込むことが求められる。振り込みのない場合は、掲載しない。但し、編集委員会から依頼した論文（招待論文、特集論文、特別論文等）については掲載料を徴収しない。
- 2) 別刷は作成しない。研究会ホームページからダウンロード・印刷することができる（無料）。
- 3) その他、図表等、掲載用 PDF 作成に特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

10. その他

- 1) 査読は 3 回までとし、3 回目の査読結果総合判定通知書が「採択」とならなかった場合は「不採択」とする。ただし、修正により新規論文として再投稿を勧める場合は、編集委員長がその旨査読結果総合判定通知書に付記する。
- 2) 投稿論文に重大な研究不正（「特定研究不正行為」のほか、二重投稿、サラム論文、等）の疑義が認められた場合は、編集委員長は著者への確認、関連論文の提出依頼等を行うとともに、編集委員会・臨時理事会の議等を経て、著者に必要な対応を求めることがある。

3) 投稿論文に関する研究倫理事項の遵守は著者の責任とする。

(掲載料)

当分の間、5 千円とする。